

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 32号

不用品回収を依頼した事業者 からの高額な請求にご注意を！



【相談事例】

大学生で一人暮らしをしていたが、就職で実家に戻ることになった。ネットで不用品回収を検索して、事業者へ見積依頼の電話をすると、「トラック積込に4万円弱かかるが、正確な金額は積込しないとわからない。」と説明があり了承した。積込後、事業者から24万円を請求され、クレジットカードで8万円を決済し、残額は分割で銀行振込すると約束した。しかし、積込後に高額な請求をするのは不当ではないか。(21歳 女性)

- 引越などで利用される不用品回収サービスについて、一般廃棄物収集運搬業の無許可業者とのトラブルが増えています。



- 見積のために呼んだ事業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合は、クーリングオフ（無条件解約）が適用できる可能性があります。

●消費者へのアドバイス。

- ・家庭から出る大型の電化製品（エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機などを除く。）や家具などの粗大ごみを事業者回収してもらう場合、市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者へ回収・運搬してもらう必要があります。
- ・無許可業者へ不用品回収を依頼すると、不法投棄される可能性もあります。
- ・不用品回収の申込に当たっては、複数の一般廃棄物収集運搬許可業者から見積をとって、金額やキャンセル条件など契約内容をよく確認してください。
- ・北九州市の一般廃棄物収集運搬許可業者の名簿のURLです。参考にしてください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file_0409.html

- 困ったときや不安なときは消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん